

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介護保険最新情報

今回の内容

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令の公布について
計9枚（本紙を除く）

Vol.498

平成27年9月30日

厚生労働省老健局

介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164)

FAX：03-3503-2167

老発 0930 第 3 号
平成 27 年 9 月 30 日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令の公布について

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（平成 27 年政令第 342 号）」が本日公布され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されることとなる。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

公務員等を厚生年金保険に加入させるための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）」及び平成 24 年一元化法により廃止された共済年金の職域部分に代わる新たな 3 階部分の年金制度を創設するための「地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 97 号）」が平成 27 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、所用の改正を行うもの。

第 2 改正内容（介護保険法施行令に関する部分に限る。）

（1）特別徴収に関する年金に係る改正

平成 27 年 9 月 30 日まで（平成 24 年一元化法施行前）に既に給付事由の生じた共済

各法による障害共済年金及び遺族共済年金については、引き続きこれらの給付が支給され、平成 27 年 10 月 1 日以降は原則として厚生年金保険法に基づく障害厚生年金及び遺族厚生年金が支給されることとなる。ただし、年金の計算の基礎となる期間に恩給期間が含まれる場合は特例として障害共済年金及び遺族共済年金が支給されることとなる。

① 国家公務員共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

- ・厚生年金保険法に基づく障害厚生年金及び遺族厚生年金（第 2 号厚生年金実施機関（国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会）が支給するものに限る。）

【平成 27 年 10 月 1 日以降に給付事由が生じた年金】

- ・平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金【平成 27 年 9 月 30 日までに給付事由が生じた年金】
- ・平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金【恩給期間を有する者に対する平成 27 年 10 月 1 日以降の特別な給付】

※従来の職域部分に代わる新たな 3 階部分の給付は、対象外とする。

② 地方公務員等共済組合法による障害共済年金及び遺族共済年金

- ・厚生年金保険法に基づく障害厚生年金及び遺族厚生年金（第 3 号厚生年金実施機関（地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会）が支給するものに限る。）【平成 27 年 10 月 1 日以降に給付事由が生じた年金】

- ・平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金【平成 27 年 9 月 30 日までに給付事由が生じた年金】

- ・平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金【恩給期間を有する者に対する平成 27 年 10 月 1 日以降の特別な給付】

※従来の職域部分に代わる新たな 3 階部分の給付は、対象外とする。

③ 私立学校教職員共済による障害共済年金及び遺族共済年金

- ・厚生年金保険法に基づく障害厚生年金及び遺族厚生年金（第 4 号厚生年金実施機関（日本私立学校振興・共済事業団）が支給するものに限る。）【平成 27 年 10 月 1 日以降に給付事由が生じた年金】

- ・平成 24 年一元化法附則第 79 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金【平成 27 年 9 月 30 日までに給付事由が生じた年金】

※従来の職域部分に代わる新たな 3 階部分の給付は、対象外とする。

※恩給期間を有する者に対する平成 27 年 10 月 1 日以降の特別な給付は存在しない。

(2) 特別徴収対象年金の範囲

特別徴収の対象となる老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金は以下のとおりであり、下線部が今般新設・改正されたものである。

- ①国民年金法による老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金及び同法附則第9条の3第1項による老齢年金
- ②国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。）第1条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金
- ③厚生年金保険法による障害厚生年金及び遺族厚生年金
- ④旧厚生年金保険法（昭和60年国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金
- ⑤旧船員保険法（昭和60年国民年金等改正法第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。以下同じ。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金
- ⑥平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑦平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑧国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号。以下「昭和60年国共済法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「旧国共済法」という。）及び昭和60年国共済法等改正法第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- ⑨平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑩平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑪地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下「昭和60年地共済法等改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）及び昭和60年地共済法等改正法第2条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- ⑫平成24年一元化法附則第79条第1項に規定する給付のうち障害共済年金及び遺族共済年金
- ⑬私立学校共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第106号）第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- ⑭移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号。以下「平成13年厚生農林統合法」という。）附則第16条第4項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び遺族共済年金

- ⑮移行農林年金（平成13年厚生農林統合法附則第16条第6項に規定する移行農林年金をいう。）のうち退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

（3）特別徴収の優先順位

同一の特別徴収対象被保険者について、2つ以上の年金を受給中の場合は、政令で定める順序に従い、先順位の老齢等年金給付について保険料を徴収することとしている。優先順位については従来より、「年金保険者による優先」を第1順位、「年金種別による優先」を第2順位、「新旧・対象人数」を第3順位としている。なお、年度途中で優先順位の高い年金が裁定された場合であっても、翌年度の9月30日までは、現に徴収している年金からの特別徴収を行うこととされている。

今般の政令改正踏まえた特別徴収の優先順位は以下のとおりであり、下線部が改正部分である。

- ①国民年金法による老齢基礎年金
- ②旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
- ③旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
- ④旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
- ⑤旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号。以下「平成8年改正法」という。）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- ⑥国民年金法による障害基礎年金
- ⑦厚生年金保険法による障害厚生年金 （政府が支給するものに限る。）
- ⑧旧国民年金法による障害年金
- ⑨旧厚生年金保険法による障害年金
- ⑩旧船員保険法による障害年金
- ⑪ 平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（平成8年改正法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- ⑫旧国共済法による障害年金（平成8年改正法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- ⑬国民年金法による遺族基礎年金
- ⑭厚生年金保険法による遺族厚生年金 （政府が支給するものに限る。）
- ⑮旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
- ⑯旧船員保険法による遺族年金
- ⑰ 平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金（平成8年改正法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。）
- ⑱旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（平成8年改正法附則第16条第3項

- の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。)
- ⑰旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金（⑤に掲げる年金を除く。）
 - ⑱厚生年金法による障害厚生年金（第2号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
 - ⑲平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（⑪に掲げる年金を除く。）
 - ⑳平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による障害共済年金
 - ㉑旧国共済法による障害年金（⑫に掲げる年金を除く。）
 - ㉒厚生年金保険法による遺族厚生年金（第2号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
 - ㉓平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金（⑬に掲げる年金を除く。）
 - ㉔平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金
 - ㉕旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金（⑭に掲げる年金を除く。）
 - ㉖移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
 - ㉗移行農林共済年金のうち障害共済年金
 - ㉘移行農林年金のうち障害年金
 - ㉙移行農林共済年金のうち遺族共済年金
 - ㉚移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金
 - ㉛旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
 - ㉜厚生年金法に基づく障害厚生年金（第4号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
 - ㉝平成24年一元化法附則第79条第1項に規定する給付のうち障害共済年金
 - ㉞旧私学共済法による障害年金
 - ㉟厚生年金法に基づく遺族厚生年金（第4号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
 - ㊱平成24年一元化法附則第79条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金
 - ㊲旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金
 - ㊳旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
 - ㊴厚生年金保険法による障害厚生年金（第3号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
 - ㊵平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金
 - ㊶平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金
 - ㊷旧地共済法による障害年金
 - ㊸厚生年金保険法による遺族厚生年金（第3号厚生年金実施機関が支給するものに限る。）
 - ㊹平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金
 - ㊺平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金
 - ㊻旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金

第3 留意点

「介護特別徴収対象者情報」「介護特別徴収依頼通知情報」「介護特別徴収依頼処理結果情報」の通知内容に変更はない。

第4 施行期日

平成27年10月1日

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年九月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第三百四十二号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第一条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条 第一項中「厚生年金保険法（以下「法」という。）を「法」に改め、同条第二項中「当該被保険者」の下に「（法）第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）に限る。」を「機構」という。）の下に「又は実施機関（法）第二条の五第一項に規定する実施機関をいう。以下同じ。」たる日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条を第一条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

（法）第二条の五第二項の政令で定める事務及び実施機関）

第一条 厚生年金保険法（以下「法」という。）第二条の五第一項第二号に掲げる事務のうち次の各号に掲げる規定に係るものについては、同項第二号に定める者のうち当該各号に定める者が行うものとする。

一 次に掲げる規定 国家公務員共済組合

イ 法第二十一条から第二十四条まで、第二十四条の四、第八十一条の二及び第八十一条の二の二並びに法附則第四条の三

ロ 法第二十六条（第二号厚生年金被保険者（法）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）に適用される場合に限る。）

ハ 法第七十八条の二、第七十八条の六及び第七十八条の八（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合に限る。）

ニ 法第七十八条の四及び第七十八条の五（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合に限る。）

ホ 法第七十八条の十四及び第七十八条の十六（第二号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第七條第一項第三号に該当していたものに適用される場合に限る。）

二 法第二十八条、第八十一条、第一百条の二及び第一百条の三の二 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会

三 次に掲げる規定 国家公務員共済組合連合会

イ 法第二十六条（第二号厚生年金被保険者に適用される場合を除く。）

ロ 法第七十八条の二、第七十八条の六及び第七十八条の八（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者であつた者に適用される場合を除く。）

ハ 法第七十八条の四及び第七十八条の五（第二号厚生年金被保険者又はその配偶者若しくは配偶者であつた者に適用される場合を除く。）

ニ 法第七十八条の十四及び第七十八条の十六（第二号厚生年金被保険者の配偶者として国民年金法第七條第一項第三号に該当していたものに適用される場合を除く。）

ホ 第一号イ及び前号に掲げる規定並びに法第二十六条、第七十八条の二、第七十八条の四から第七十八条の六まで、第七十八条の八、第七十八条の十四及び第七十八条の十六以外の法の規定

